

介護保険の関係書類の送付先を変更したいとき

介護保険における被保険者証や保険料納入通知書等の送付物については、原則として被保険者の住民票上の住所へ送付します。ただし、以下の理由により送付先の変更をしたいときは「介護保険関係書類送付先変更届」に必要書類と、申請者の本人確認書類を添えて申請してください。

送付先を変更することができる理由及び必要書類

理由	必要書類	注釈
1 被保険者自身で郵便物を管理することが困難なため (親族等に送る場合)	<input type="checkbox"/> 受取人(送付先となる方)の身分証明書(運転免許証・パスポート・健康保険証・個人番号カードなど)の写し	<input type="checkbox"/> 受取人(送付先となる方)の名前と住所がわかるようにコピーしてください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カードの顔写真がある面をコピーしてください。顔写真のないマイナンバー通知カードは不可。
2 施設や病院へ長期に入所・入院しているため (施設や病院に送る場合)	<input type="checkbox"/> 入所・入院していることが確認できる書類(施設の入所証明書や入所契約書・医療機関の領収書など)の写し	<input type="checkbox"/> <u>親族等に送る場合は入院・入所中であっても、申請理由欄は「本人管理困難」</u> をお選びください。 <input type="checkbox"/> 施設(医療機関)名称と住所および入所者氏名(患者名)がわかるようにコピーしてください。
3 成年後見人等の保護や支援を受けているため (成年後見人等に送る場合)	<input type="checkbox"/> 受取人(成年後見人等)の身分証明書(運転免許証・パスポート・健康保険証・個人番号カードなど)の写し <input type="checkbox"/> 審判書または登記事項証明書の写し	<input type="checkbox"/> 受取人(成年後見人等)の名前と住所がわかるようにコピーしてください。 <input type="checkbox"/> 個人番号カードの顔写真がある面をコピーしてください。顔写真のないマイナンバー通知カードは不可。
4 一時的に居所を移しているため	<input type="checkbox"/> 送付先住所および被保険者本人の名前が記載されているもの(公共料金の請求書・消印のある郵便物など)の写し	<input type="checkbox"/> 申請理由のその他欄に「家の建て替えのため」など具体的な理由をお書きください。 <input type="checkbox"/> 送付先住所と被保険者本人の名前がわかるようにコピーしてください。
4 送付先の住所等を変更したため再度送付先を変更したい	<input type="checkbox"/> 受取人(送付先となる方)の身分証明書(運転免許証・パスポート・健康保険証・個人番号カードなど)の写し	<input type="checkbox"/> <u>送付先を変更した申請者の方から送付先変更の申請が必要</u> になります。 <input type="checkbox"/> 申請理由のその他欄に「住所変更のため」など理由をお書きください。 <input type="checkbox"/> その他注釈は『理由1』項目に同じ
5 送付先変更を解除し、住民票上の住所に戻したい		<input type="checkbox"/> <u>送付先を変更した申請者の方から送付先変更の申請が必要</u> になります。 <input type="checkbox"/> 申請理由欄の「送付先変更の解除」をお選びください。

申請・手続について

申請は郵送、または介護福祉課・福祉事務所各支所の窓口で受け付けます。

なお、送付先を変更する理由によって必要書類が違います。

提出書類に不備があった場合は、手続が完了しませんのでご注意ください。

また、申請書の提出日以前に介護保険に係る書類が作成されている場合は被保険者あてに郵送されてしまうことがありますのでご了承ください。